

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 6 年度）

令和 6 年 4 月 1 日

国立大学法人長崎大学

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、公表するものである。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
長崎大学（坂本 1）総合研究棟（医歯薬学系）整備運営等事業	契約日から約 1 8 年間（施設整備約 3 年間、維持管理・運営期間約 1 5 年間	総合研究棟（医歯薬学系）の設計・建設・維持管理・運営等	長崎県長崎市坂本 1 丁目 1 2 番 4 号（長崎大学坂本 1 団地構内）	第 2 四半期